

令和8年度秩父市自動販売機設置事業者募集要項

秩父市が行う自動販売機の設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に応募される方は、この募集要項及び秩父市自動販売機の設置に係る行政財産の貸付に関する要綱（以下「要綱」という。）を熟知のうえお申し込みください。

1 目的

公募型見積合わせ（以下「公募」という。）により、自動販売機の設置事業者を選定することで、市の収入確保を図るとともに、施設利用者等の利便性と市民サービスの向上を図ることを目的とします。

2 貸付物件

貸付物件は、別紙1 「貸付物件説明書」のとおりです。

3 応募資格

この応募に係る基準日は、令和8年2月1日とし、次の要件をすべて満たす法人又は個人が応募できます。

なお、公募の執行前又は設置事業者として決定した後に当該要件を満たしていないことが判明した場合は、参加資格者又は設置事業者としての決定を取り消します。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4 第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されているものでないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者若しくは同条第2項の規定による更生手続き開始の申立てをなされていない者であること又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者若しくは同条第2項の規定による再生手続開始の申立てをなされていない者であること。
- (4) 個人にあっては秩父市に住所を、法人にあっては秩父市に本店又は支店若しくは営業所を有し、市税（秩父市に対して納税義務のあるものに限る。）並びに法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 自動販売機の設置業務について、引き続き3年以上営業を行っている者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員がその役員となっていない法人その他暴力団員が経営に関与していないと認められる者で、適正な競争を妨げるおそれがないと認められる者であること。
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でない者であること。
- (8) 本店所在地及び秩父市において、過去3年間において食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく行政処分を受けていない者であること。

4 自動販売機の設置条件等

(1) 根拠法令及び自動販売機設置の方法

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、秩父市が設置事業者に対し、行政財産の一部を貸付する方法により行います。

(2) 契約の締結及び貸付期間

① 契約の締結

自動販売機の設置に当たり秩父市と設置事業者との間で、別紙2「行政財産賃貸借契約書」により契約を締結します。

② 貸付期間及び場所

貸付期間及び場所は、別紙1「貸付物件説明書」のとおりです。設置場所には、自動販売機が設置されていますので、施設の見取り図を参照しご確認ください。

貸付契約は、貸付期間の満了をもって終了し、契約の更新はありません。

(3) 貸付料

貸付料は、公募により決定した金額とします。

(4) 光熱水費及びその他必要経費

電気料等の光熱水費、自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費その他一切の費用は、設置事業者の負担とします。

なお、設置事業者は、電気料を算定するための子メーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検定証印又は基準適合証印（以下「検定証印等」といいます。）が付され、検定証印等の有効期間が経過していないものとします。）を自らの負担で設置し、市が算定した電気料又は市と協議の上定めた電気料について、貸付料とは別に、市が指定する期日までに納入していただきます。

※ 自動販売機設置場所の電源コンセントについては、秩父市が設置したものを使用してください。

(5) 貸付面積

貸付面積は、別紙1「貸付物件説明書」のとおりです。

(6) 環境配慮

自動販売機の設置に当たっては、省エネルギー、ノンフロン対応等の環境負荷を低減した自動販売機の機種の設置に努めてください。

(7) 設置条件

貸付期間中は、次の事項を遵守してください。

- ① 別紙3「自動販売機の設置に係る行政財産の貸付に関する仕様書」に基づき、自動販売機及び使用済み容器の回収ボックスを設置し、管理すること。
- ② 販売品目は、清涼飲料水等の飲料とし、酒類、たばこ及び食料品の販売を行わないこと。なお、販売品の具体的な構成については、設置事業者決定後、事前に秩父市担当者と協議すること。
- ③ 販売品の販売価格は、標準小売価格を上回る価格としないこと。
- ④ 販売品の内容の変更については、秩父市担当者と協議のうえ行うこと。
- ⑤ 販売品の賞味期限に注意するとともに、在庫及び補充管理を適切に行うこと。
- ⑥ 自動販売機への販売品の充当及び使用済み容器の回収の時間及び経路については、秩父市担当者の指示に従うこと。
- ⑦ 自動販売機本体については、周辺環境に配慮したデザインとし、ユニバーサルデザインの自動販売機の設置に努めること。

- (8) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく届出、検査等を行うこと。
 - (9) 自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、設置事業者の責任において、迅速かつ適切に対応すること。
- (8) 原状回復
- 設置事業者は、貸付期間が満了し、又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。ただし、秩父市の承諾があったときは、変更された現状のままで返還することができます。
- なお、原状回復に要する費用は、設置事業者の負担とします。

- (9) 質問及び回答
- 条件や募集に関しての質問及び回答は、次により行います。
- ① 提出先 秩父市役所財務部 FM推進課
 - ② 質問期限 令和8年2月13日（金）午後5時まで
(受付時間：午前9時～正午、午後1時～午後5時まで)
なお、土・日曜日及び祝日は受付を行いません。
 - ③ 提出方法 質問は、質問書（様式5）により行い、提出先に直接お持ちいただくな
き、ファクシミリでの提出のみ受領いたします。ファクシミリによる提出の場合は、送信後
に届いていることを電話等でご確認ください。（郵送又は電子メールによる提出は認めま
せん。）
 - ④ 回答期限 令和8年2月20日（金）
 - ⑤ 回答方法 回答は、上記提出先において回答書を閲覧に供するとともに、ホームページに掲
載します。

5 公募参加の申込み及び参加資格の確認

応募希望者は、公募参加の申込を行っていただくとともに、公募参加資格の審査のための公募資格を証する書類を添えて申込みしていただきます。

- (1) 申込方法
- 参加申込受付期間及び提出先は、別紙1「貸付物件説明書」のとおりです。応募希望者は、申込書その他必要書類に所定の事項を記入、押印のうえ、提出してください。郵送、ファクシミリ、電子メールによる受付はいたしません。
- (2) 提出書類
 - ① 公募参加申込書（様式1）
 - ② 証約書（様式2）
 - ③ 自動販売機設置実績報告書（様式3）
 - ④ 証明書
 - 個人の場合・・・印鑑登録証明書、身分証明書
 - 法人の場合・・・印鑑証明書、登記事項証明書（現在事項証明書又は代表者事項証
明書）
- ※発行後3か月以内のものとします。
- (5) 納税証明書
 - 個人の場合・・・秩父市税（市県民税・森林環境税、固定資産税・都市計画税、
軽自動車税）の納税証明書又は未納税額がないことの証明書
 - 法人の場合・・・秩父市税（法人市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税）の

納税証明書又は未納税額がないことの証明書

※非課税の場合は、非課税証明書を提出してください。

※発行後3か月以内、最新年分のものとします。

⑥ 自動販売機の仕様がわかる書類

(3) 提出期限

令和8年2月27日（金）午後3時まで

（受付時間：午前9時～正午、午後1時～午後5時まで。ただし、最終日の終了時刻は上記のとおりです。）

なお、土・日曜日及び祝日は受付を行いません。

(4) その他応募に当たっての留意事項

① 応募者に関する情報及び応募者数等の問合せについては、一切お答えできませんのでご了承ください。

② 提出書類の返却はいたしません。

③ 提出書類を補足する資料の提出を求める場合があります。

④ 応募申込みに要する費用は、すべて申請者の負担とします。

(5) 個人情報

提出書類に記載された個人情報は、設置事業者の決定のみに使用し、その他の目的のために使用しません。

(6) 公募参加資格の確認等

上記(2)の提出書類により公募参加資格の有無を確認し、令和8年3月4日（水）までに公募型見積合わせ参加資格確認結果通知書（様式4）を送付します。また、当該結果の通知後であっても、応募資格を満たしていないこと、不正等が判明した場合には、参加資格者の認定を取り消します。

6 公募

前項の資格確認によって、応募資格を満たしている場合に実施します。

(1) 見積書提出期間

令和8年3月6日（金）から令和8年3月12日（木）午後4時まで

（受付時間：午前9時～正午、午後1時～午後5時まで。ただし、最終日の終了時刻は上記のとおりです。）

※郵送の場合は、提出期限必着とします。

(2) 提出方法

持参又は郵送による。

1 物件ごとに見積書を封筒に入れた上で封かん封印をし、封筒の表面に公募参加者の名称又は商号を記入してください。なお、郵送により提出する場合は、見積書を入れた封筒を郵送用封筒に入れ密封し、かつ、封皮に「自動販売機公募見積書在中」と明記するとともに、連絡先及び担当者名を明記してください。

① 見積書（様式6）

ア 見積金額は、1年間分の賃借料金額を記載してください。

イ 見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載し、押印してください。

ウ 記載事項が確認できないもの、鉛筆や消せるボールペンで記載したものは無効となるおそれがあります。

エ 一つの物件につき、同一人が代表者となる法人又は個人が重複して公募参加した場合、いずれの行った見積もりも無効とします。

オ 提出された見積書は、その事由の如何にかかわらず、書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(3) 設置事業者の決定

貸付物件に対し、秩父市が設定する最低貸付料以上の額で、最高の価格をもって見積もった者を設置事業者とします。なお、最高価格の見積書を提出した者が2者以上ある場合は、後日、くじ引きで決定するものとし、くじ引きの日時及び場所については電話等でご連絡します。

(4) 公募の中止等

不正な公募が行われる恐れがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、公募を中止し、又は延期することがあります。

(5) 費用

見積りに要する費用は、すべて見積提出者の負担とします。

7 契約

(1) 契約の締結

設置事業者は、令和8年3月31日（火）までに、秩父市と賃貸借の契約を締結しなければなりません。基本的な契約内容は、行政財産賃貸借契約書（別紙2）となります。

(2) 費用

契約の締結及び履行に関する費用については、設置事業者の負担とします。

(3) 貸付料の納付

各年度、秩父市が発行する納入通知書により、秩父市の指定した期日までに納付していただきます。詳しくは、行政財産賃貸借契約書（別紙2）第5条をご覧ください。別途負担いただく電気料金については、秩父市が発行する納入通知書により納付していただきます。

(4) 契約保証金 免除

(5) その他の手続

契約の締結により設置事業者となった方は、別に定める期日までに、設置場所への自動販売機及び使用済み容器回収ボックスの配置図を提出していただきます。

8 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

(1) 正当な理由なくして、指定する期日までに契約締結の手続きを行わなかったとき。

(2) 申請書又は関係書類に虚偽の事項を記載していたことが明らかになったとき。

(3) 設置事業者が応募資格を失ったとき。

(4) 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置事業者として相応しくないと秩父市が判断したとき。

9 設置事業者が設置を辞退した場合

設置事業者が不測の事態により自動販売機の設置を辞退した場合、秩父市において新たな設置事業者を決める募集手続きを行う時間がなく緊急を要するときは、当該設置事業者の次に高い価格の見積書を提出した者を設置予定事業者とし、新たな設置事業者を決める

ことができるものとします。

10 契約の解除

次のいずれかに該当する場合は、契約を解除します。

- (1) 貸付期間中に、秩父市において貸付場所を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。
- (2) 申請書又は関係書類に虚偽の事項を記載していたことが明らかとなったとき。
- (3) 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置事業者として相応しくないと秩父市が判断したとき。
- (4) 契約に定める義務を履行しないとき。

11 その他

- (1) 自動販売機の売上高については、自動販売機から出力された売上に関するデータを添付し、秩父市に報告してください。
- (2) 自動販売機に伴う事故については、秩父市の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負います。
- (3) 商品等の盗難及び破損については、秩父市の責に帰することが明らかな場合を除き、設置事業者がその責を負います。
- (4) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸することを禁じます。
- (5) 公募及び契約に当たっては、この募集要項に定めるもののほか、地方自治法、秩父市契約規則等の法令を遵守してください。

12 問合せ先

秩父市財務部FM推進課 担当 江野

秩父市熊木町8番15号

電話 0494-26-1131

FAX 0494-22-2534

メール fm@city.chichibu.lg.jp